

静岡県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設に次のとおり変更があった。

平成29年8月8日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の変更

	施設名	所在地
新	浜松市リハビリテーション病院	浜松市中区和合北一丁目6番1号
旧		浜松市中区和合町1327番地の1

2 変更年月日 平成29年8月8日